

公用車の損傷について

令和 6 年 1 2 月 2 6 日 総務部財産管理課

1 事案の概要

秦野市コンプライアンス推進指針の一つとして「交通安全の徹底」を掲げ、安全運転の励行及び交通法規違反・交通事故の防止に向けて全庁的に取り組んでいるところ、今年度に入り、交通事故を起こした際の不適切な初動及び公用車を損傷させた場合に上司や財産管理課に報告を行わない等の事例が散見されています。

2 不適切な対応によるリスク

道路交通法では、対象物に車両を接触させてしまった場合、法律上は交通事故を起こしたものと分類されることから、警察への報告義務が生じます。このため、事故の隠蔽は、市の信用失墜につながるようになります。

また、財産管理課への事故報告が無い場合には、保険の請求ができないため、市の無用な支出を増やすことになります。

3 各部局への依頼事項

本年 1 1 月 6 日付けで、職員交通安全対策委員会委員長名で安全運転の励行及び交通事故の際の対応について、各課等へ通知しました。引き続き、掲示板による啓発内容の確認、研修参加や次の遵守事項の徹底等を通じて交通事故の防止に努めてください。

【遵守事項】**(1) 公用車両事故マニュアルの確認**

発生した事故に対し、適切かつ迅速に対応できるように、全職員が日頃から公用車両事故マニュアルの理解に努めること。

また、マニュアルを各車両の日報に綴じ込んでいるか確認すること。

(2) 運行前点検の適切な実施

運行前点検は、事故の未然防止及び報告の無い事故の早期発見のために欠かせない資料となることから、確実に実施すること。

(3) 事故報告の徹底

事故に適切に対応し、問題を最小限に抑えるため、事故を起こした場合には、必ず警察、上司及び財産管理課に報告を行うこと。